

**令和7年4月**から**医療DX推進体制整備加算**と  
**在宅医療DX情報活用加算**が変わります。



要件に該当する医療機関・薬局は、

**4月4日（必着）**までに、

**施設基準の届出直し・辞退が必要**です

- ・ **電子処方箋を現に導入している医科・歯科医療機関**
- ・ **届出時点では電子処方箋を導入していなかった薬局**

# 医療DX推進体制整備加算の見直し（令和7年4月1日から適用）

- マイナ保険証利用率の実績要件について、令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行したことやこれまでの利用率の実績を踏まえつつ、今後もより多くの医療機関・薬局が医療DX推進のための体制を整備するために必要な見直しを行う。
- 電子処方箋の要件については、電子処方箋システム一斉点検の実施を踏まえた対応や令和7年1月22日に示された電子処方箋に関する今後の対応を踏まえつつ、電子処方箋管理サービスへの登録の手間を評価する観点から見直しを行う。



	改定後		
	(医科)	(歯科)	(調剤)
医療DX推進体制整備加算 1	12点	11点	10点
医療DX推進体制整備加算 2	11点	10点	8点
医療DX推進体制整備加算 3	10点	8点	6点
医療DX推進体制整備加算 4	10点	9点	なし
医療DX推進体制整備加算 5	9点	8点	なし
医療DX推進体制整備加算 6	8点	6点	なし

マイナ保険証利用率実績（令和7年4～9月）		
医療DX推進体制整備加算 1・4	30%※1	→ 45%
医療DX推進体制整備加算 2・5	20%※1	→ 30%
医療DX推進体制整備加算 3・6	10%※1	→ 15%※2

※1 加算1～3における令和7年1～3月のマイナ保険証利用率実績。

※2 「小児科特例」：小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。

（注2）令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年7月を目途に検討、設定。

〔施設基準（医科医療機関）〕

- オンライン請求を行っていること。
- オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- （医科・歯科）医師・歯科医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有していること。  
（調剤）保険薬剤師が、電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を閲覧又は活用し、調剤できる体制を有していること。
- （医科・歯科）電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。（加算1～3のみ）  
（調剤）電子処方箋を受け付け、当該電子処方箋により調剤する体制を有するとともに、紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録すること。（加算1～3のみ）
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有していること。（経過措置 令和7年9月30日まで）
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有していること。
- 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示していること。
- マイナポータルでの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。
- （調剤）電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有していること。

# 在宅医療DX情報活用加算の見直し（令和7年4月1日から適用）

- 電子処方箋の要件について、電子処方箋システム一斉点検の実施を踏まえた対応や令和7年1月22日に示された電子処方箋に関する今後の対応を踏まえつつ、電子処方箋管理サービスへの登録の手間を評価する観点から見直しを行う。



## 改定後

（医科（※）） （歯科訪問診療料）

**在宅医療DX情報活用加算 1**

**11点**

**9点**

**在宅医療DX情報活用加算 2**

**9点**

**8点**

（※）在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の1、在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の2、在宅患者訪問診療料（Ⅱ）及び在宅がん医療総合診療料を算定する患者が対象

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

- （1）オンライン請求を行っていること。
- （2）オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- （3）（医科）居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
- （4）**電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。（加算1のみ）**
- （5）電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有していること。（経過措置 令和7年9月30日まで）
- （6）（2）の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所やウェブサイトに掲示していること。

# 【医療機関】医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算の届出

## 既に届出した医療機関

届出期限：令和7年4月4日まで

電子処方箋  
導入済み

届出直しが必要

加算1～3  
を算定

電子処方箋  
未導入

届出直しは不要

加算4～6  
を算定

マイナ保険証利用率  
の新たな実績要件への該当

届出直しは不要

実績に応じ、算定区分が変わります

小児科特例  
(P2の※1を参照)  
を活用する場合

届出直しが必要

加算3又は  
加算6を算定

## 新たに届出する医療機関

届出期限：算定を開始する月の1日まで

新たに  
届出する場合

いずれの場合も  
新たに届出が必要

# 【歯科医療機関】医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算の届出

## 既に届出した医療機関

届出期限：令和7年4月4日まで

電子処方箋  
導入済み

届出直しが必要

加算1～3  
を算定

電子処方箋  
未導入

届出直しは不要

加算4～6  
を算定

マイナ保険証利用率  
の新たな実績要件への該当

届出直しは不要

実績に応じ、算定区分が変わります

## 新たに届出する医療機関

届出期限：算定を開始する月の1日まで

新たに  
届出する場合

いずれの場合も  
新たに届出が必要

# 【薬局】医療DX推進体制整備加算の届出

届出期限：令和7年4月4日まで

届出当時

電子処方箋  
未導入/導入予定

電子処方箋  
導入済み

～R7.4.1

R7.4.1までに  
電子処方箋 導入済み

R7.4.1までに  
電子処方箋 未導入

届出直しは不要

届出直しが必要

辞退が必要

マイナ保険証利用率

の新たな実績要件への該当

届出直しは不要

実績に応じ、算定区分が変わります